

平成 21 年 度

# やまがたの青少年

～健全育成と非行防止をめざして～

山形市教育委員会

# 目 次

## はじめに

青少年を取り巻く状況	...	1
------------	-----	---

## 第 1 章 青少年の動態

1 各種法令等による青少年の定義及び年齢区分	...	2
2 山形市の青少年人口	...	3
(1) 5 歳階級別人口	...	3
(2) 青少年人口の 10 年間の推移	...	4

## 第 2 章 青少年施策の推進

1 山形市青少年問題協議会	...	5
(1) 協議会の任務	...	5
(2) 山形市青少年問題協議会委員	...	6
2 平成 21 年度山形市青少年施策の基本方針	...	7
3 重点目標	...	7
4 青少年課の青少年施策及び対策事業	...	7
(1) 次代を担う青少年の健全育成体制の充実	...	7
(2) 児童・生徒の登下校時等の安全・安心確保	...	8
(3) 青少年に悪影響を及ぼす環境の改善	...	9
(4) 青少年の非行防止	...	9
5 子どもの安全・安心対策一覧	...	10
6 平成 21 年度山形市の青少年育成関連事業一覧[関係課(施設)別]	...	11

## 第 3 章 青少年育成組織

1 山形市青少年育成推進員	...	12
2 各地区青少年健全育成連絡協議会等一覧	...	13

## 第 4 章 青少年指導センター

1 青少年指導センターの概要	...	14
(1) 青少年指導センターの業務活動	...	14
2 青少年指導センターの組織	...	16
(1) 青少年指導センター運営協議会	...	16
(2) 指導委員	...	16

(3) 少年相談員	...	17
(4) 青少年指導センター指導委員連絡会	...	17
(5) 地区指導委員会	...	17
(6) 職員	...	17
3 青少年指導センター運営協議会委員	...	18
4 各地区指導委員会会長	...	19
5 街頭指導実施状況	...	20
(1) 街頭指導実施日数及び従事した指導委員延べ人数	...	20 - 1
(2) 注意・指導した延べ人数（場所別）	...	20 - 1
(3) 注意・指導した延べ人数（時間帯及び学識別）	...	20 - 1
(4) 声掛け延べ人数	...	20 - 2
(5) 声掛け延べ人数（時間帯及び学識別）	...	20 - 2
(6) 注意・指導した少年の行為別・学識別人数	...	20 - 3
6 少年相談状況	...	21
(1) 電話相談状況	...	21 - 1
(2) メール相談状況	...	21 - 2
7 少年補導の対象	...	22

## 付 属 資 料

青少年相談窓口	...	23 - 1
関係法令	...	23 - 3

## 青少年を取り巻く状況

本市の将来を担う青少年が、社会の発展に貢献する人として、心身ともに健やかに、たくましく成長していくことは、すべての市民の願いであります。

しかしながら、青少年を取り巻く社会環境は決して好ましいとは言えず、昨今、携帯電話等によるインターネットを利用した犯罪や、いじめ、虐待、不審者からの声掛け等が後を絶たず、青少年が加害者または被害者となる痛ましい事件が連日のように報道されております。

また、「不登校・ニート・ひきこもり」といわれる、社会生活を営むのに困難を抱える子ども・若者が徐々に増えてきており、しかもその年齢層が高くなってきております。

このようななか、平成21年4月に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行され、携帯電話の使用者が18歳未満の場合には、原則として「フィルタリング」の利用を条件とするなど、ようやく青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境づくりが、本格的に始まりました。

平成22年4月には「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、「不登校・ニート・ひきこもり」といわれる子どもや若者を総合的に支援する取り組みが始まります。

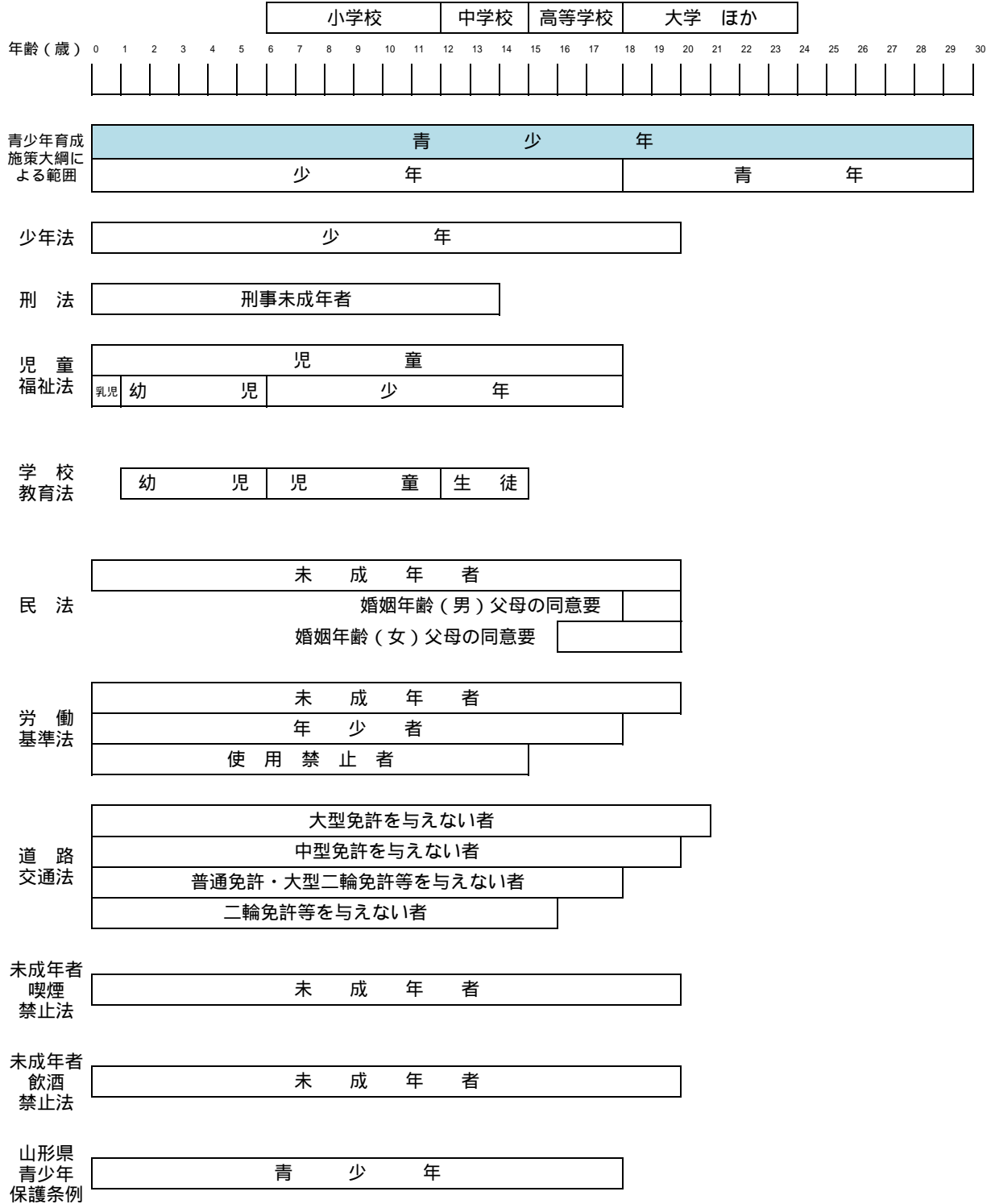
山形県は、平成20年の少年非行率が2.9人/1,000人で、3年連続全国最少の水準で推移しておりますが、深夜徘徊等により補導される少年が増えており、最近は万引等の窃盗も増加傾向にあります。また、携帯電話等の情報メディアの発達により、インターネットを介しての新たな形で人間関係がつくられるなど、青少年を取り巻く環境及び課題は全国とほぼ同じ状況であります。

今後の国等の取り組みやこれまでの活動等をふまえて、家庭、学校、地域社会、関係機関等と連携し、青少年の健全育成・非行防止対策をさらに推進していく必要があります。

# 第1章 青少年の動態

## 1. 各種法令等による青少年の定義及び年齢区分

青少年の範囲は、関係法令に基づいて定められており、その呼称、年齢区分は、次の通りである。



## 2 山形市の青少年人口

### (1) 5歳階級別人口

最近の少子高齢化社会の到来を反映して、青少年人口は、20～24歳が最も多く、それより若い年齢層になるに従って減少している。

平成20年10月1日現在

年 齢 (5歳階級)	人 口 (人)			構 成 比 (%)		
	総 数	男	女	総 数	男	女
総 数	254,888	121,960	132,928	100.0	100.0	100.0
青少年人口(0～29)	77,116	38,153	38,963	30.3	31.3	29.3
0～4	10,818	5,520	5,298	4.2	4.5	4.0
5～9	11,582	5,921	5,661	4.5	4.9	4.3
10～14	12,013	6,092	5,921	4.7	5.0	4.5
15～19	12,847	6,324	6,523	5.0	5.2	4.9
20～24	14,839	7,079	7,760	5.8	5.8	5.8
25～29	15,017	7,217	7,800	5.9	5.9	5.9
30～34	17,354	8,711	8,643	6.8	7.1	6.5
35～39	17,141	8,534	8,607	6.7	7.0	6.5
40～44	15,414	7,666	7,748	6.0	6.3	5.8
45～49	15,915	7,899	8,016	6.2	6.5	6.0
50～54	16,454	8,175	8,279	6.5	6.7	6.2
55～59	19,716	9,821	9,895	7.7	8.1	7.4
60～64	16,680	8,186	8,494	6.5	6.7	6.4
65～69	14,548	6,949	7,599	5.7	5.7	5.7
70～74	13,827	6,358	7,469	5.4	5.2	5.6
75～79	12,539	5,342	7,197	4.9	4.4	5.4
80～84	9,844	3,695	6,149	3.9	3.0	4.6
85～89	5,221	1,584	3,637	2.0	1.3	2.7
90歳以上	2,778	689	2,089	1.1	0.6	1.6
年齢不詳	341	198	143	0.1	0.1	0.1

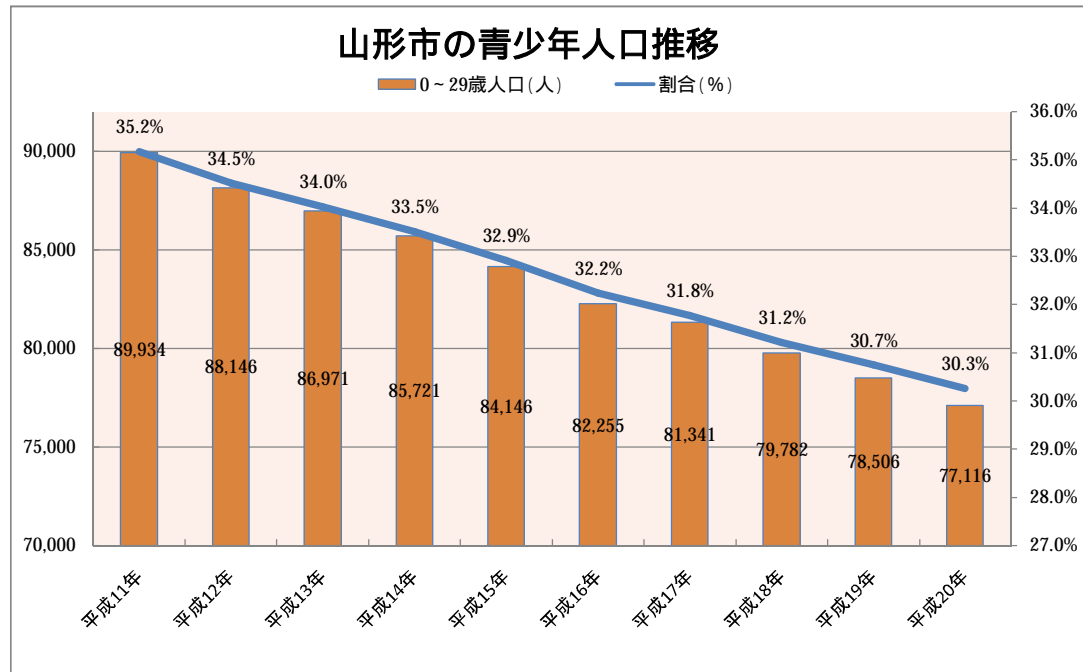
資料：山形市の推計人口

(2) 青少年人口の10年間の推移

山形市の青少年人口と総人口に占める割合は、過去10年間一貫して低下している。

各年10月現在

年度	総人口(人)	0～29歳人口(人)	割合(%)
平成11年	255,714	89,934	35.2%
平成12年	255,369	88,146	34.5%
平成13年	255,565	86,971	34.0%
平成14年	255,798	85,721	33.5%
平成15年	255,624	84,146	32.9%
平成16年	255,168	82,255	32.2%
平成17年	256,012	81,341	31.8%
平成18年	255,614	79,782	31.2%
平成19年	255,320	78,506	30.7%
平成20年	254,888	77,116	30.3%



## 第2章 青少年施策の推進

### 1 山形市青少年問題協議会

山形市青少年問題協議会は、地方青少年問題協議会法第一条の規定に基づき、昭和34年3月に市長の附属機関として設置された。(昭和34年市条例第3号)

#### (1) 協議会の任務

青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合施策の樹立につき、必要な事項を調査審議する。

青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために、必要な関係行政機関相互の連絡調整を図る。

前項に規定する事項に関し、市長及びこの市の区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

#### 山形市青少年問題協議会幹事及び書記

職名	市の職名
幹事長	教育部長
幹事	学校教育課長 社会教育課長 こども保育課長 こども福祉課長 青少年課長
書記	青少年課の職員



(2) 山形市青少年問題協議会委員

(平成21年11月現在)

職名	氏名	所 属 等
会 長	市 川 昭 男	山形市長
副 会 長	後 藤 恒 裕	山形市教育委員会教育長
副 会 長	庄 子 勉	山形市青少年育成推進員連絡協議会会長
委 員	佐 藤 亜希子	山形市議会議員
委 員	斎 藤 武 弘	山形市議会議員
委 員	石 沢 秀 夫	山形市議会議員
委 員	色 川 貴美子	山形地方法務局人権擁護課長
委 員	渡 辺 一 仁	山形保護観察所統括保護観察官
委 員	安 部 公 夫	山形警察署生活安全課長
委 員	小 金 啓 作	山形県福祉相談センター副所長(兼)相談判定課長
委 員	関 谷 益 実	山形少年鑑別所首席専門官
委 員	兼 子 朋 子	山形家庭裁判所主任家庭裁判所調査官
委 員	芳 賀 正 佳	山形労働基準監督署第一方面主任監督官
委 員	今 野 清	山形市立商業高等学校長(村山地区高等学校長会)
委 員	永 沼 洋 美	山形市立高楯中学校長(山形市中学校長会)
委 員	高 木 祐 治	山形市立双葉小学校長(山形市小学校長会)
委 員	渋 谷 守 雄	山形市民生委員児童委員連合会会長
委 員	武 田 誠	山形市青少年市民会議会長
委 員	菅 野 節 子	山形市女性団体連絡協議会会長
委 員	山 口 四 郎	山形市子ども会育成連合会会長
委 員	須 賀 まり子	山形人権擁護委員協議会山形市部会副会長
委 員	沼 澤 義 夫	山形市青少年指導センター指導委員連絡会会長
委 員	池 野 勇 男	山形市社会福祉協議会会長
委 員	後 藤 吉 伸	山形青年会議所室長
委 員	武 田 義 弘	山形商工会議所常議員
委 員	無 着 道 子	山形市PTA連合会母親委員会委員長
委 員	藤 澤 純	村山地区高等学校PTA連合会会長
委 員	大 石 勝 代	山形大学保健管理センターカウンセラー

(敬称略)

## 2 平成 21 年度山形市青少年施策の基本方針

青少年の健全な人格形成を目指して、青少年と最も密接な関わりを持つ家庭・学校・地域との連携を図りながら、それぞれの役割のもと、青少年健全育成の体制づくりを推進し、併せて、児童・生徒の登下校時等の安全・安心対策を推進します。

また、街頭指導や少年相談等を行い、青少年の非行防止に努めます。

## 3 重点目標

- (1) 次代を担う青少年の健全育成体制の充実
- (2) 児童・生徒の登下校時等の安全・安心確保
- (3) 青少年に悪影響を及ぼす環境の改善
- (4) 青少年の非行防止

## 4 青少年課の青少年施策及び対策事業

- (1) 次代を担う青少年の健全育成体制の充実

青少年問題に関する理解・意識高揚を図り、青少年の健全育成のための体制づくりを推進する。

主な事業	事業内容
「青少年問題協議会」の運営	市長の附属機関として、青少年の指導・育成・保護及び矯正に関する施策を調査、審議し、関係行政機関に対し意見の具申を行う。
青少年健全育成講演会の開催	広く青少年問題に関する理解・意識高揚を図るため、年 1 回開催する。
地区青少年健全育成連絡協議会等の活動の奨励	地域ぐるみによる青少年健全育成運動を促進するための活動に対し、奨励金を交付し支援する。
「青少年育成推進員」の委嘱	地域における青少年健全育成運動を組織的・継続的に推進するため、「青少年育成推進員」(60名以内)を委嘱し、その活動を促進する。
青少年健全育成市民運動の促進	青少年健全育成に関する市民運動を展開している、「山形市青少年市民会議」の活動を促進する。
「やまがたの青少年」の発行	青少年施策の総合的な推進を図るための資料として、青少年施策と関係施策をまとめた冊子「やまがたの青少年」を発行し、本市公式ホームページにも公開する。
「大人が変われば子どもも変わる」県民運動への取り組み	有害図書等一斉調査や地域においてのあいさつ・声掛け運動等を、青少年育成推進員や関係団体とともに推進する。
青少年育成団体等への支援	青少年の健全育成・非行防止の自主的活動を行う青少年育成団体等に、補助金等を交付し支援する。

(2) 児童・生徒の登下校時等の安全・安心確保

「子どもたちを、より多く目で見守ります」という基本理念のもと、平成21年2月に改定した「子どもの安全・安心対策の基本方針」に基づき、引き続き子どもの登下校時等の安全・安心の確保に努めていく。

主な事業	事業内容
子どもの安全・安心対策の組織的推進	教育委員会内の「子ども安全対策会議」のもと、他の部署とも連携して安全・安心対策を推進する。
子どもたちの安全・安心を地域で守る体制の充実	各地区の「子ども見守り隊」運動を啓発・支援する。 学校・地域と警察署との連携のもと、「こども110番」の拡充を目指す。 地域防犯対策に関する講座を全公民館で開き、防犯意識の高揚と協力を呼びかける。
子どもたち自身の対処方法の知識や能力の向上	学校において、防犯対策訓練等の各種対策を実施する。 防犯ブザーを全児童生徒が携行するよう、各小中学校のPTAに協力を要請する。 安全マップを活用した積極的な安全指導を、全小中学校に呼びかける。
緊急情報の迅速な送信	「子ども安全情報配信システム」の運用により、登録された保護者等広く市民の方に緊急情報を配信する。 情報機器を使用した防犯システムの情報収集、研究に努める。
一人にならない、一人にしないための仕組みの充実	集団登下校や複数での登下校を出来る限り実施するように、全小中学校に指示する。 子どもの通学路の実態に合わせて、家族による送迎等も含め、個々の通学方法についての検討を、全小中学校に指示する。 放課後や週末における、児童の安全・安心な活動拠点を確保する。  参 考（市長部局で実施） ・青色防犯パトロールの実施 ・放課後児童クラブ（学童保育）の運営
危険が潜みやすい場所の改善	中学校通学路の防犯灯整備と維持管理を行っていく。 公園等の植栽やトイレの適正な維持管理を、学校や地域からの情報に基づき、関係部署に依頼する。 空き家や倉庫、小屋等の適正な維持管理を、当該町内会や所有者または管理者に協力要請するように、各学校に指示する。

(3) 青少年に悪影響を及ぼす環境の改善

関係行政機関及び地域団体等と連携しながら、青少年に有害な環境の浄化に努める。

主な事業	事業内容
青少年を取り巻く環境の浄化	有害な違法簡易広告物（ピンクピラ）の除去を推進する。 有害な図書・情報紙（フリーペーパー）・DVD・ビデオテープ・大人のおもちゃなどの区分陳列とそれらの自動販売機の撤去を促進する。 携帯電話等の「フィルタリング」の必要性について、保護者に啓発・普及していく。

フィルタリング …… 「出会い系」などの有害サイトへのアクセスを防ぐサービス

(4) 青少年の非行防止

主な事業	事業内容
街頭指導の実施	青少年指導センター指導委員による街頭指導を実施する。 繁華街の街頭指導を、平日の午前、午後、夕刻、夜間のうち2つの時間帯に実施する。 各地域において、学校の長期休業期間やお祭り、花火大会等のときに、街頭指導を実施する。 新興市街地については、その状況に応じた適切な街頭指導の実施に努めていく。（緊急雇用対策事業）
少年相談の実施	少年相談員による電話、電子メール及び面接による相談を実施する。 （電話相談；平日の午後1時～5時 メール相談；24時間受付 面接相談；平日の午後1時～5時（要連絡））
研修会の実施	青少年指導センター指導委員、少年相談員を対象とした研修会を、外部研修への派遣を含め実施する。
広域連携の推進	全国、東北地区、山形県の各補導センター連絡協議会等と連携のうえ、県内外の動向を把握し、当センターの活動に生かす。

青少年指導センターの概要

名 称	山形市青少年指導センター
所 在 地	山形市旅籠町二丁目3番25号
設置運営主体	山形市教育委員会
設置年月日	昭和39年4月22日（市長部局設置） 平成13年4月1日（教育委員会設置）

## 5 子どもの安全・安心対策一覧

施 策	具 体 的 内 容	担 当 課
子どもの安全・安心対策を組織的に推進します。		
関係部署との連携の充実	教育委員会内の関係課による「子ども安全対策会議」のもと、他の部署とも連携して推進します。	青少年課
子どもたちの安全・安心を地域で守る体制の充実を推進します。		
「子ども見守り隊」運動の充実	各地区で展開している「子ども見守り隊」運動を、啓発・支援します。	青少年課
「こども110番」の充実	学校、地域の関係団体と警察署との連携のもと、「こども110番」の拡充を目指します。	青少年課
公民館事業による防犯意識の高揚	子どもの安全・安心対策を中心にした地域防犯対策に関する講座を全公民館で開き、防犯意識の高揚と、協力を呼びかけます。	社会教育課
子どもたち自身の対処方法の知識や能力の向上を推進します。		
防犯訓練等の各種対策の実施	学校教育課から、全小中学校に訓練や講話の実施を指示します。	学校教育課
防犯ブザーの携行	防犯ブザーを全児童生徒が携行するよう、各小中学校のPTAに協力要請を行います。	社会教育課
安全マップの活用	安全マップ等を活用した積極的な安全指導の実施を、学校教育課から全小中学校に呼びかけます。	学校教育課
緊急情報を迅速に送信し、即応性を高めます。		
携帯電話による「子ども安全情報配信システム」の運用	登録された携帯電話に緊急情報を配信し、保護者をはじめ、広く市民に周知します。	青少年課
情報機器を使用した防犯システムの研究	他市の稼動状況等の情報収集など、研究に努めます。	青少年課
一人にならない、一人にしないための仕組みの充実を推進します。		
集団登下校の実施	集団登下校や複数での登下校を出来る限り実施するように、学校教育課から全小中学校に指示します。	学校教育課
家族による送迎	子どもの通学路の実態に合わせた通学や送迎方法についての検討を、学校教育課から全小中学校に指示します。	学校教育課
放課後子ども教室の実施	放課後や週末における、児童の安全・安心な活動拠点を確保します。	社会教育課
危険が潜みやすい場所の改善を推進します。		
防犯灯の設置と適正な維持管理の推進	従来の防犯灯の改良に引き続き、中学校通学路の防犯灯整備及び維持管理を行っていきます。	スポーツ保健課
公園等の植栽やトイレの適正な維持管理の推進	学校や地域からの情報に基づき、関係部署に依頼します。	青少年課
空き家や倉庫、小屋など普段人影の無い場所の適正な維持管理の推進	安全マップの活用や見直しを図りながら、当該町内会や所有者または管理者に協力要請するように、学校教育課から各学校に指示します。	学校教育課

### < 参 考 >

一人にならない、一人にしないための仕組みの充実を推進します。		
青色防犯パトロールの実施	青色回転灯を装着した交通安全指導車により、通学路を中心に巡回します。	防災安全課
放課後児童クラブ(学童保育)の運営	留守家庭の児童を対象に、放課後の遊びや生活指導等の学童保育を行います。	こども福祉課

## 6 平成21年度山形市の青少年育成関連事業一覧 [ 関係課 (施設) 別 ]

- 1 青少年を健やかに育む家庭づくり  
 2 青少年の社会性を育む地域づくり  
 3 青少年の創造性を育む学校の充実  
 領 域 : 4 社会的な自立を支援する職場の充実  
 5 青少年の健康と安全の保持  
 6 社会の多様化への対応  
 7 非行・問題行動の防止  
 8 総合推進と連絡調整

課(施設)名	新・継	領域	事業名	事業内容	予算額(千円)
国際交流センター	継	6	国際交流出前講座	小・中・高生対象 中国語圏、英語圏及び韓国・朝鮮語圏の国際交流員各1名を小・中学校で開催される総合学習や、高校の授業の一環としての国際関連事業に派遣する。 青少年が様々な多文化体験を通じて広い視野と国際感覚を身に付けることを目的とする。	90
防災安全課	継	5	地区(学区)交通安全の推進	学校、家庭及び地域の連携により、地区(学区)の交通安全を推進することを目的に組織された団体に対して助成し、交通安全の推進を図る。(推進団体34団体)	340
	継	5	交通指導員の設置	小学校児童の通学等の安全を確保するため、登校日の通学時間帯に交通安全指導を行う。 ・交通指導員64名 ・指導場所64箇所	22,767
	継	5	幼児交通安全教育	就学前の幼児とその保護者を対象に、幼児交通安全クラブ「かもしかクラブ」を組織し、交通安全指導を行う。 ・会員：幼児2,265人、保護者459人、80クラブ ・会員外の保育園・幼稚園等：49回、3,711人 (20年度末)	
	継	5	児童・生徒の交通安全教育	小中学校等の交通安全教室において、道路の歩行と横断、自転車の安全な乗り方について交通安全指導を行う。 ・小学校：70回、6,098人 / 中等学校：6回、1,812人 ・その他：5回、72人 (20年度末)	
	継	5	青色防犯パトロールの実施	交通安全指導車1台で週2回、通学路を中心に、学区を変えて、児童の下校時に合わせ、1回2時間のパトロールを実施する。	
市民会館	継	1	人形劇合同公演	児童・幼児を対象に、早くからの情操教育を図る。 対 象：市民(主に小学生までの親子) 日 時：平成21年10月18日(日)	583
	継	1	ファンタジックコンサート	オーケストラによるコンサートを低年齢層からなじみのあるものにし、心の豊かさやゆとりの充実を図る。 対 象：市民(主に小学生までの親子) 日 時：平成22年3月21日(日)	3,407
	継	2	山形市平和都市宣言事業 平和コンサート ～器楽合唱の部～	昭和59年3月22日に平和への決意と願いを込めて「山形市平和都市宣言」が議決された。この趣旨を広く市民に呼びかけ、この事業を通し子供達の未来を確かな平和にしていく。(平和都市宣言事業開催趣旨より) 対 象：一般市民(青少年少女合唱団等の出演あり) 日 時：平成21年6月28日(日)	656

課(施設)名	新・継	領域	事業名	事業内容	予算額(千円)
市民会館	継	2	山形市児童劇団事業	市内の児童を対象に、心身の表現力を養う演劇活動をより個性的に、自由に、創造的に展開させることで、総合的な児童文化の向上と芸術愛好者の底辺拡大を図る。 団員：市内の小学3～6年生 52名 練習：毎週土曜または日曜日 公演 対象：市民（主に小学生までの親子） 日時：平成22年2月28日（日）	3,478
	継	3	小中学校鑑賞教室	小中学生に芸術文化の鑑賞の機会を提供し、感性の育成をはかる。 対象：市内小中学校全児童生徒 日時：小学校下学年音楽教室 平成21年5月19日(火)～5月22日(金) 小学校上学年音楽教室 平成21年5月12日(火)～5月15日(金) 中学校音楽教室 平成21年6月1日(月)～6月5日(金)	25,416
	継	3	市民合同音楽祭 ～小・中学校の部～	市内の小中学生による合同演奏会 対象：一般市民（市内小中学校より公募） 日時：平成21年10月15日(木)～16日(金)	2,205
男女共同 参画課	継	6	男女共同参画に関する作品募集 (一行詩)	男女共同参画を身近なところから感じてもらい、理解と参画を図る。 対象：市内在住・在学している中学生及び高校生 募集時期：平成21年6月15日～7月31日 表彰：10月に入賞者の授賞式を予定	538
	継	3	小学生用男女共同参画学習資料の配布	「男女平等」「男女の相互理解」「個人の尊厳」等について理解を深めてもらうため、小学3・4年生を対象とする男女共同参画学習資料「きらりかがやいて」及び教師用学習資料「活用に向けて」を市内小学校へ配布する。 ・「きらりかがやいて」 2,940部 ・「活用に向けて」 440部	440
消費生活 センター	継	5	消費者啓発事業	悪質商法等による消費者被害の未然防止を図るため、学生（中学生、高校生を含む）や新成人を対象に、消費生活出前講座や啓発資料の配布を実施する。	26
	継	5	夏休み親子計量教室	子供の計量に関する興味や関心の向上を図るため、小学生（3年生～6年生）とその保護者を対象に夏休み期間中に講座を開催する。	
環境課	継	1	蔵王クリーン作戦	対象：親子、企業、地元ボランティア 時期：6月6日(土) 場所：蔵王山一帯	318
	新	1	蔵王自然観察会	対象：市民 人数：20名 時期：8月22日 場所：蔵王中央高原	2

課(施設)名	新・継	領域	事業名	事業内容	予算額(千円)
環境課	継	6	ワンデイ省エネ関連事業	(1) キャンドルスケープinやまがた 場所: 市役所前広場 日時: 平成21年6月27日(土)夕方~ (2) 省エネチェックシートによる取り組み 場所: 各家庭にて省エネを実効 日時: 平成21年7月7日(火) (3) 地球温暖化防止の願いを込めた七夕笹飾りの展示 場所: 市役所エントランスホール 日時: 平成21年7月1日(水)~7日(火)	788
ごみ減量推進課	継	2	集団資源回収	小中学校、PTA、子供会、町内会等に回収量に応じて推進費を交付し、環境学習の一環として資源の大切さを学び、ごみ減量の推進と共に、団体の育成を図る。	42,300
生活福祉課	継	1	まんさくの丘運営管理	知的障がい児・者の福祉の増進を図るため、生活訓練や独立生活に必要な知識技能及び更生に必要な指導訓練を行い、将来、家庭生活、社会生活に適應できる能力の助長を図る。	49,283
	継	1	民生委員・児童委員活動	児童福祉に必要な諸活動を行う。 民生児童委員数 482名	39,803
介護福祉課	継	1	高齢者活用子育て支援事業	高齢者の雇用安定及び就業機会の確保を目的としながら、めんこい広場(旧五十鈴公民館)において高齢者による子育て支援事業を実施する。	4,955
こども保育課	継	1	児童家庭相談援助	児童虐待防止・児童の福祉向上を図るため、専門的な指導・相談を実施する。	483
	継	1	母子福祉事業	母子家庭及び寡婦の生活安定と福祉の向上を図る。	1,523
	継	1	母子生活支援施設運営事業	配偶者のいない女子、またはこれに準ずる事情のある女子、及びその者が養育する児童を入所させ保護する。	25,409
	継	1	市立保育園運営管理事業	1 保育に欠ける乳幼児を保育するための保育所を運営する。(市立 10ヶ所) 2 一時保育: 一時的に家庭において保育が困難となる児童を保育する事業。(市立 2ヶ所) 3 特定保育: パート就労等により一週間に数日保育が困難となる児童を保育する事業。(市立 2ヶ所)	400,968
	継	1	民間立保育園運営管理事業	保育に欠ける乳幼児を保育するための保育所を運営管理する。(民間立21ヶ所)	2,382,837
	継	1	子育て支援センター運営事業	子育て中の親子に楽しんで子育てが出来るよう支援する。(市立1ヶ所・民間立10ヶ所) 育児相談事業 育児講座事業 体験保育事業	75,602
	継	1	認可外保育施設の運営補助	認可外保育施設の運営及び市が独自に設定した基準を満たす施設へ補助を行う(より高い基準を満たした施設には、認証を行い補助を加算する)。	86,798
	継	1	私立幼稚園就園費補助事業	幼稚園に通園させている家庭で、保育料の支払いの経済的負担が大きい階層を対象として、保育料を減免した幼稚園に対して補助を行う。	291,283
	継	1	山形学園運営管理	養護を要する児童を入所させて、これを保護する。	132,167
	継	6	こどもショートステイ事業	保護者が疾病等の社会的事由により、家庭において一時的に児童の扶養ができない場合、児童を一定期間児童福祉施設等で養育・保護するためにショートステイ、トワイライトステイ事業を実施。	792



課(施設)名	新・継	領域	事業名	事業内容	予算額(千円)
こども保育課	継	1	児童館各種事業	東部・西部・南部・北部児童館の管理運営 母親クラブ活動育成事業 その他各児童館事業	29,546
	継	8	子育て情報発信事業	子育てガイド・子育て支援マップ作成のほか、ホームページにより各種情報を発信し、行政と民間が互いに連携した子育て情報を提供する。	1,240
	継	1	山形バクバク事業	市立・民間立保育所の園児を対象として、地場産物を取り入れた給食を通じて、地域及び世代間の交流を図り、食育を推進する。	4,300
	新	1	家庭的保育(保育ママ)事業	市から委託を受けた家庭的保育者(保育ママ)が、自宅等で乳幼児を保育する。	13,553
	新	1	認可外保育施設入所者多子軽減補助事業	認可外保育施設等に複数の児童を入所させている場合、保護者の経済的負担の軽減を目的として、一定額を補助する。	20,000
こども福祉課	継	1	児童手当給付事業	小学校6年生までの児童の健全な育成等を目的として手当を支給する。	1,745,861
	継	1	児童扶養手当給付事業	父と生計を同じくしていない18歳までの児童(一定の障害状態にある児童の場合は20歳未満)を養育している者に対して手当を支給する。	746,035
	継	1	遺児教育手当給付事業	両親もしくは父母の一方のいない小・中学生の児童を養育している者に対して手当を支給する。	36,260
	継	1	こども医療給付事業	小学生以下のこどもに対する医療費の軽減を図る。	562,030
	継	1	母子家庭等医療給付事業	母子家庭等において、18歳以下の児童及びその児童を養育している者の医療費の軽減を図る。	110,450
	継	1	放課後児童健全育成事業	おおむね小学1年生から3年生までの留守家庭の児童を対象に、児童が健やかに育つよう、放課後遊びや生活指導等を行う放課後児童クラブ運営委員会に対する委託により実施。(40カ所・児童数 2,063人)	250,470
	継	2	児童遊園管理事業	児童遊園の施設整備を行う。 既設: 274カ所	20,462
健康課	継	1	母子保健推進事業	1 妊婦乳幼児健康診査等 妊婦健康診査(個別健診) 4か月児健康診査(個別健診) 9か月児健康診査(個別健診) 1歳6か月児健康診査(集団健診) 1歳6か月児精密健康診査(個別健診) 3歳児健康診査(集団健診) 3歳児精密健康診査(個別健診) 幼児発達健康診査・幼児発達相談 2 母性父性の健康教育相談 母子健康手帳交付時の健康相談 ママパパ教室 思春期保健支援教育 3 乳幼児の健康教育・相談 すくすく子育て教室 子育てはあと相談 離乳食教室 子どものからだづくり教室 4 訪問指導 新生児・乳幼児訪問 育児支援家庭訪問, こんにちは赤ちゃん訪問 5 不妊治療助成事業 特定不妊治療費助成事業	109,844

課(施設)名	新・継	領域	事業名	事業内容	予算額(千円)
	継	1	食育事業	1 ワクワク子どもクッキング 2 パクパクよい子のクッキング 3 食育支援事業	184
健康課	継	5	予防接種事業	1 ポリオ(集団接種) 2 三種混合(個別接種) 3 二種混合(個別接種) 4 麻しん風しん混合(個別接種) 5 麻しん(個別接種) 6 風しん(個別接種) 7 日本脳炎(個別接種) 8 BCG予防接種(個別接種)	165,999
	継	5	夜間急病診療所運営管理事業	毎日常駐の内科に加え、月～土曜日は小児科医師を常駐。さらに、冬季間は医師1名を増員するなど、小児救急医療体制の充実を図る。	77,918
勤労青少年ホーム	継	4	勤労青少年対象事業	1 自主的参加を促すための交流の場として、サークル活動の育成と支援 2 働く意欲や能力を高めるための講座の開催 対 象：おおむね35歳未満の勤労青少年	1,721
山形テルサ	継	2	青少年育成事業	次世代を担う青少年を対象に、一流の音楽家と交流し、直接アドバイスを受ける機会を提供する。 ・東京佼成ウインドオーケストラ演奏会にあわせた出演者によるクリニック実施 2月7日(日)	30
	継	2	主に青少年を対象としたコンサート	次世代を担う青少年に、質の高い音楽を体感する機会を提供する。 ・concert for KIDS ～0歳からのクラシック～ 6月14日(日)	
観光物産課	継	5	古竜湖キャンプ場整備	維持・管理業務(自然を通じ、親子の触れ合いの場としてのキャンプ場を整備する。) 平成21年度キャンプ場開設期間(7月12日(日)～9月6日(日)) 平成20年度利用者数 約1,438名	2,664
農政課	継	3	農業資料集「さなえ・みのるの山形市農業たんけん隊」の配付	小学生から広く山形市の農業を理解してもらうために、3年生に社会科の参考資料として配付している。(3～5年生使用可能) 平成21年度作成部数 2,510部	499
	継	1	「親子農業たんけん隊」農業体験事業	農業体験を通じ農業への理解・関心を高める。 対 象：小学3～6年生までの親子 人 数：40家族 期 間：5月～10月 場 所：山形市東古館 1,000㎡	156
森林整備課	継	3	緑の少年団育成事業	明るく住み良い緑に恵まれた郷土の自然に親しみ、少年達の健康で心豊かな人間性の向上を図る。 対 象：市内の5小学校、県立山形養護学校、1団体 活動内容：野外学習(自然観察等)、体験学習(きのこ栽培等)、奉仕活動(クリーン作戦への参加等)、行事参加(植樹祭、少年団交流会)	800
中央卸売市場	継	3	市場(流通機能)の理解を深める事業	学校教育のカリキュラムと連携しながら、主に小学校の児童に対して、流通機能学習の場を提供する。	
公園緑地課	継	2	草花の種子の配布	緑化運動の推進のため、草花の種子を配布する。	136

課(施設)名	新・継	領域	事業名	事業内容	予算額(千円)
上下水道部 総務課	継	2	水道・下水道いろいろ作品展	水環境に親しんでもらうとともに、上下水道事業に対する理解と協力を求めることを目的に、ポスター・絵画・標語を募集する。 募集時期：7月上旬～9月10日(木) 11月上旬に表彰式と展示会を庁内で行う。 平成20年度の応募点数は818点。	1,787
	継	2	「水とわたしたち」(小学生向け水道・下水道副読本)製作・配布	生活に不可欠な水をきれいにする仕組みや汚れた水のゆくえについて学習することにより、水道・下水道について理解を深め、水環境を大切にすることを育てることを目的に、小学4年生を対象に副読本を製作・配布する。	759
	継	2	夏休み親子下水道教室	下水道の役割について理解を深めるとともに、自然の恵みについて子供と保護者が一緒になって体験し学習する。(県下水道公社、天童市、山辺町、中山町との共催) 場所：山形浄化センター(天童市) 時期：8月5日(水)	
上下水道部 浄化センター	継	3	浄化センター施設への見学受入	施設見学や下水汚泥から作られるコンポストの無料配布等を通して、浄化センターの役割などを理解してもらうとともに、環境についての関心を高めてもらう。 場 所：山形市浄化センター	
上下水道部 総務課 見崎浄水場	継	3	水道施設への見学受入	施設見学やビデオ上映等を通して、水道水ができるまでのしくみなどを理解してもらうとともに、水についての関心を高めてもらう。 場 所：見崎浄水場 水道施設管理センター アクアパーク(水道広報展示場)	
選挙管理 委員会	継	2	新成人への選挙啓発	新成人の投票参加意識を高め、明るい選挙の推進を図るため、選挙啓発資料・資材を成人の祝賀式会場にて配布する。	-
	継	2	選挙啓発ポスター募集	選挙に対する興味感心を高めるため、市内の小学校、中学校及び高等学校の児童・生徒に選挙啓発ポスターの募集を実施する。	106
	継	2	選挙資材の貸出	選挙に対する興味感心を高めるため、市内の小学校、中学校及び高等学校を対象に児童・生徒会選挙へ選挙器材(投票箱・記載台等)の貸出しを行う。	-
消防本部 予防課	継	5	体験学習会	少年消防クラブ(3団体)を対象に、応急手当の要領・はしご車乗車・放水訓練・ロープ結索・ロープ渡り等、体験型学習を通じ、防災意識を育成する。 消防本部にて6月と10月に約50人ずつで実施。	-
	継	5	県消防学校少年消防クラブ研修	少年消防クラブ員10人が、三川町の山形県消防学校に入校し、1泊2日で体験型訓練を行う。 8月4日(火)～8月5日(水)	39
	継	5	防火ポスター製作・展示	少年消防クラブ員に作品を募集。 夏休み期間中に製作した防火ポスターを、8月下旬～9月上旬に市役所1階エントランスホールに展示する。	32
学校教育課	継	1	家庭教育資料発刊事業	児童生徒の健全育成をねらいとして、その基盤となる家庭教育のあり方を探り、子育てのポイントを示しながら学校と家庭の連携を深める。 対 象：市HPに掲載	
	継	6	第13回短期交換留学事業	オーストラリアスワンヒル市へ本市の中高生15名とリーダー4名を派遣し、交流する。	2,652
	継	6	子ども科学教室の開催	学校休業日に、山形市総合学習センターにおいて児童生徒対象の「おもしろ実験教室」を企画運営する。	283

課(施設)名	新・継	領域	事業名	事業内容	予算額(千円)
学校教育課	継	7	不登校児童生徒対策事業	不登校生への対応及び未然防止のために、校内外における研修会を行うとともに、山形市総合学習センター不登校児童生徒適応指導教室へ通学する児童生徒を支援する。	1,350
	継	3	魅力ある学校づくり推進事業	各学校が地域に開かれた学校づくりを推進し、子どもたちの体験活動や授業などの様々な教育活動を地域と学校が協力して推進する取り組みを支援する。	10,600
	継	2	山形っ子学び・体験支援事業	子ども育成ボランティア山形が運営団体となり、NANA BEANS 7階フロアに中・高校生や大学生等が学習するための空間を提供したり、ボランティア活動の拠点として活用したりする取り組みを支援する。	9,381
	継	2	中2・はたらく体験推進事業	中学校2年生を対象とした職場体験学習を実施し、学校・地域・企業が協同し推進する体制を整備する。	2,400
社会教育課	継	2	成人の祝賀式	対象：新成人 約2,700人 時期：平成22年1月10日 場所：山形市総合スポーツセンター	4,158
社会教育課	継	1	各公民館事業	乳幼児から児童生徒の家庭教育に関する事業 中央公民館等9館 16事業 (家庭教育講座・親子ふれあい教室等)	626
				趣味・スポーツ等に関する事業 中央公民館等6館 11事業 (おもしろ工作教室、こどもクッキング等)	469
	継	2	各公民館事業	青少年の社会性を育む事業 東部公民館等7館 10事業 (ボランティアサークル、宮浦キッズクラブ等)	366
	継	5	各公民館事業	青少年の健康と安全に関する事業 中央公民館等7館 9事業 (地域の安全・安心対策事業、こども教室等)	112
	継	2・5	山形市放課後子ども教室推進事業	地域の方々の協力のもと、放課後や週末における安全・安心な活動拠点を確保するとともに、学習や遊び、体験活動や交流活動の機会を提供する。 モデル校3校で実施。	6,008
児童文化センター	継	1	児童文化センター各種教室等の実施	各種の教室を開催し、体験学習、創作活動、スポーツ等をとおして創造力や意欲を培う。また異年齢の子ども同士の関わりや、親と子のふれあいを深める。 事業：13事業 対象：小、中学生とその保護者 人数：各教室 8人～40人 回数：各教室 年2回～9回 内容：ふれあい広場ビッキの会、手作り工作教室、楽しいあそび、親子茶道教室、菓子作り教室、囲碁将棋教室、書道教室、絵画教室、自然探検教室、ふれあいマウスの会、土曜シアター、記録に挑戦、ワクワク子どもクッキング教室	358
スポーツ保健課	継	3	小学校スポーツ指導者の養成	指導者の確保・養成並びに指導力の充実に努める。 対象：水泳他11種目	600
	継	5	ジュニアスポーツクラブの育成	ジュニアスポーツクラブ等の健全育成と、スポーツ愛好の精神を増進し、少年スポーツ活動を通じて体力増進を図る。 対象：アイスホッケー、スピードスケート、ラグビー、水球、レスリング、ジュニアクロスカントリー、ボクシング、スキージャンプ	3,900
	継	5	中学校運動部の活性化推進	競技力の向上と各種競技の普及育成を図る。 スポーツ教室(18種目) 運動部指定強化 運動部育成 駅伝強化事業	7,800

課(施設)名	新・継	領域	事業名	事業内容	予算額(千円)
スポーツ保健課	継	5	スポーツ少年団育成強化	スポーツ少年団を指定強化し、スポーツ少年団活動の活性化を図る。 対象：市内24スポーツ少年団	2,160
	継	5	競技スポーツ指導者養成事業	各種スポーツの振興と競技力向上の推進を図るため、指導者講習会を実施し、その資質を高める。	550
	継	5	山形市スポーツ少年団総合大会	対象：市スポーツ少年団登録者 種目：8種目 約2,500人 (野球、バレーボール、サッカー、ミニバスケットボール、柔道、剣道、空手、スキー)	612
	継	5	小学校陸上・水泳記録会・ボール運動交歓大会	技術向上とスポーツ愛好の精神、スポーツマナーの育成を推進する。	1,360
	継	5	小学校スポーツ教室	市内を10ブロックに分け、技術の向上と、スポーツ活動を通じて体力増進を図る。 種目：陸上、水泳、ソフトバレーボール、バスケットボール、サッカー、体づくり運動	110
	継	5	野外活動テント貸出	市内の子ども会・学校を中心にテントを貸し出す。	
	継	5	子ども会球技大会	技術の向上と各子ども会相互の親睦を図る。 参加チーム：14チーム	50
	継	5	運動部活動地域連携促進	地域人材を活用し、中学校運動部活動の活性化を図る。 50人	1,250
	継	5	小学生スキー教室推進	小学校のスキー教室を推進、奨励する。 対象児童：3学年以上の児童9,383人	9,383
	継	5	いのちの学習推進事業	(1)「いのちの学習推進懇談会」による今後の具体的な対策、実践に向けての検討 (2)いのちの学習(性教育)研修会の開催 (3)A E D講習会	174
青少年課	継	8	青少年問題協議会運営事業	青少年の指導・育成・保護及び矯正に関する総合的な施策の樹立に関する事項を調査・審議し意見具申を行う。 ・委員：28名 構成 会長：市長 副会長：2名(教育長・民間) 市議会：3名 行政機関：10名 民間：12名 ・事業開始：昭和34年 ・根拠法令等：地方青少年問題協議会法 山形市青少年問題協議会設置条例	167
	継	8	青少年健全育成講演会開催事業	これからの社会を担う青少年の健全育成を推進するため、市民全体の意識高揚を図ることを目的とし開催する。「全国青少年健全育成強調月間」である11月に開催予定。	180
	継	2	地区青少年健全育成連絡協議会活動奨励事業	地区内の青少年関係機関、団体及び関係者等で組織される、連絡協議会等(小学校区単位で現在33団体)に対し、活動奨励金を交付し、地域総ぐるみの青少年健全育成活動を促進する。	2,178
	継	2	青少年育成推進員設置事業	地域における青少年健全育成活動を組織的、継続的に実践するため、適任者60名(各小学校区毎に1~2名)を委嘱し、活動の推進を図る。 任期：平成20年から2年間。	1,033

課(施設)名	新・継	領域	事業名	事業内容	予算額(千円)
青少年課	継	2	青少年育成団体への支援事業	自主的活動を行う青少年育成関係団体を財政的に支援し、青少年の育成を図る。 合計：7団体	2,648
	継	2	青少年市民運動促進事業	青少年の健全育成市民運動を展開する「山形市青少年市民会議」の活動を促進する。	170
	継	6	青少年海外協力隊支援事業	海外で活躍する予定の本市出身の協力隊員への出発前の激励など。	
	継	2・5	「子ども見守り隊」市民運動推進事業	市内小学校学区の青少年健全育成連絡協議会を中心に、「子ども見守り隊」の腕章及び自動車貼付用ステッカーを使用した地域活動を促進し、子どもに対する不審者等の被害を未然に防止すると共に、地域における「子どもを見守る」機運と、青少年健全育成の意識高揚を図る。	
	継	1	「夏休み生活標語」事業	中学生の夏休み生活標語の入選作を表彰するとともに、優秀作品をポスターにし、各学校及び関連施設へ掲示して規律正しい生活を呼びかける。	158
	継	5	環境浄化活動	青少年にとって極めて有害なピンクチラシ等を除去し、青少年を取り巻く環境浄化を図る。	
	継	7	街頭指導活動	市内繁華街を中心に、閉庁日を除く毎日、午前・午後・夕刻・夜間に分け、青少年の非行防止を目的として街頭指導を実施する。 学校長期休業期間中においては、地区街頭指導活動を促進する。	4,387
	継	7	少年相談活動	面接、電話及びeメールによる少年相談窓口を開設し、多様化する青少年の相談に対処する。	1,319
	継	7	青少年指導センター運営協議会運営事業	青少年指導センターの公正かつ適切な運営に関する事項を協議する。 委員数：17名	215
	継	8	「大人が変われば子どもも変わる」県民運動の推進	関係機関・団体との連携の下、各種事業を展開することにより、この運動を総合的に実践・推進する。	
継	8	「やまがたの青少年」発行事業	青少年の実態と当市行政施策についての冊子を編集・発行し、市公式ホームページに掲載・周知する。 年1回発行	15	
少年自然の家	継	2	第10回 わんぱくサマーキャンプ	キャンプ生活の中で冒険的な活動を行い、自分自身を見つめ直す。 対象：小5～中3・20名 日時：7/28～30	44
	継	2	第15回 わんぱくスノーキャンプ	冬の自然体験を通して、困難に負けない強い心を養う。 対象：小4～中3・30名 日時：12/25～27	44
	継	2	第22期 自然の家少年団(通年参加)	年間7回の宿泊活動を通して、心身豊かな子どもを育成する。 対象：小学4年生・50名	201
	継	6	自然の家 森の学校	四季に応じた自然体験活動を通して、自然とのふれ合いを深める。 対象：家族・一般 50名 日時：5/13、7/5	162
	継	1	親子ふれあいスクール	親子での宿泊活動等を通し、親子や自然などとのふれ合いを深める。 対象：親子20組 日時：6/13～14	10
	継	2	夏休み昆虫標本づくりま専科	昆虫採集・標本作りを通して、豊かな自然環境に対する認識を深める。 対象：小3～中学生 日時：7/31～8/2	47

課(施設)名	新・継	領域	事業名	事業内容	予算額(千円)
少年自然の家	継	1	サービスセンタークラフト教室	木片や竹など自然物を利用したクラフト活動を提供する。 募集：20名 日時：6/9、6/13、7/11、8/8、9/12、10/7、11/7 年7回	20
	継	1	少年自然の家オープンデー	家族やグループなどに広く施設を開放し、野外活動や文化活動などの機会と場を提供する。 募集：家族・一般各200名 日時：7/12、9/6	65
	継	1	プラネタリウム一般公開	プラネタリウム体験を通して星空への興味や関心を高める。 一日2回(幼児・小学生・一般の部)各60名 5/2、7/11、11/1 年3回	0
図書館	継	1	絵本と遊ぼう	絵本の読み聞かせ・わらべうた・紙芝居他 対象：2-4歳(毎週水曜日) 0-2歳(毎週木曜日)	
	継	1	絵本と遊ぼう春～冬の巻	絵本の読み聞かせ・わらべうたほか	
	継	1	図書館おはなしクラブ	おはなし会・本の紹介・工作等 対象：小学生(第3土曜日、年8回)	
	継	1	図書館幼児おはなしクラブ	おはなし会・絵本の読み聞かせと紹介・工作等 対象：本年度4～6歳になる幼児と保護者(第1土曜日、年8回)	
	継	1	霞城幼児おはなしクラブ	おはなし会・絵本の読み聞かせと紹介・工作等 対象：本年度4～6歳になる幼児と保護者(第2土曜日、年6回、霞城公民館)	
	新	1	北部絵本と遊ぼう	絵本の読み聞かせと紹介・工作等 対象：本年度2～4歳になる幼児と保護者(第4土曜日、年4回、北部公民館)	
	継	1	自由研究相談会	夏休み自由研究の相談会(8月)	
	継	6	職業に関する本のコーナー設置	主に中・高校生向けに「職業」に関する本のコーナーを設置(ヤングコーナー)	
学校給食センター	継	1	栄養指導	栄養士による各学校の児童・生徒及び保護者への栄養指導。	

### 第3章 青少年育成組織

#### 1 山形市青少年育成推進員

任期:平成20年6月1日～平成22年5月31日

No	氏名	選出地区
1	庄子 勉	第一地区
2	田崎 良一	第二地区
3	岡野 守昭	第二地区
4	橋本 博	第三地区
5	井上次郎	第三地区
6	柴田 一夫	第四地区
7	有川 富二子	第五地区
8	丹野 聖一	第五地区
9	長谷川 博明	第六地区
10	小峰 徹	第六地区
11	高橋 利雄	第七地区
12	佐々木 弘一	第七地区
13	吉田 智之	第八地区
14	山口 四郎	第八地区
15	鈴木 芳子	第九地区
16	設楽 克彦	第九地区
17	門脇 徹	第十地区
18	上野 幸雄	第十地区
19	岡崎 良一	宮浦地区
20	松田 政彦	宮浦地区
21	小林 和裕	南小地区
22	高橋 正年	南小地区
23	真木 孝	西小地区
24	高砂 学	西小地区
25	粟野 伸一	東小地区
26	佐藤 真	東小地区
27	高橋 健一	鈴川地区
28	佐藤 三千子	鈴川地区
29	会田 庄二	千歳地区
30	金内 敏雄	千歳地区

No	氏名	選出地区
31	泉谷 昌広	金井地区
32	岩田 博之	金井地区
33	斉藤 良夫	大郷地区
34	佐藤 恒	明治地区
35	富岡 勇一	出羽地区
36	阿部 敏広	出羽地区
37	村岡 雅史	楯山地区
38	遠藤 芳浩	高瀬地区
39	武田 誠	山寺地区
40	伊藤 勲	東沢地区
41	沼澤 義夫	滝山地区
42	小林 敏郎	滝山地区
43	柴田 佳子	南沼原地区
44	伊藤 雅範	南沼原地区
45	横尾 俊彦	桜田地区
46	高橋 直光	桜田地区
47	伊藤 康則	蔵王第一地区
48	遠藤 友子	蔵王第一地区
49	齊藤 豊	蔵王第二地区
50	佐藤 直己	蔵王第三地区
51	犬飼 晃	南山形地区
52	須藤 吉実	南山形地区
53	本沢 喜美夫	みはらしの丘小地区
54	武田 佐雄	本沢地区
55	杉沼 忠志	西山形地区
56	-	村木沢地区
57	黒沼 末八	双葉地区
58	星野 春樹	大首根地区
59	横山 勤	全市
60	三部 市則	全市

平成21年11月現在

(敬称略)



## 2 各地区青少年健全育成連絡協議会

平成21年11月現在

No	団体名	代表者氏名	結成年月日
1	第一地区青少年健全育成連絡協議会	庄子 勉	平成15年 6月20日
2	第二地区青少年健全育成連絡協議会	田崎 良一	昭和46年 7月17日
3	第三地区青少年健全育成連絡協議会	小松 均	昭和50年 9月 1日
4	第四地区青少年健全育成連絡協議会	茂木 賢一	昭和63年 8月19日
5	第五地区青少年健全育成連絡協議会	丹野 聖一	昭和54年 7月14日
6	第六地区青少年健全育成会	長谷川 博明	昭和41年 4月 1日
7	第七地区青少年健全育成協議会	中川 武雄	昭和55年 4月 1日
8	第八地区うめばち青少年育成会	山口 四郎	昭和52年 6月 1日
9	第十地区青少年健全育成連絡協議会	門脇 徹	昭和56年 7月 1日
10	南区青少年健全育成協議会	八巻 忠美	昭和58年 7月17日
11	東小学区青少年健全育成連絡協議会	高橋 康夫	昭和58年 3月 1日
12	鈴川地区青少年健全育成連絡協議会	深瀬 昌三	昭和51年12月11日
13	千歳青少年健全育成推進連絡協議会	金内 敏雄	平成 4年12月12日
14	金井地区青少年健全育成連絡協議会	羽角 正博	昭和42年 8月 7日
15	大郷地区青少年健全育成連絡協議会	井上 長吉	平成19年 6月27日
16	明治地区青少年健全育成協議会	佐藤 正明	平成 2年 4月 1日
17	出羽地区青少年健全育成連絡協議会	富岡 勇一	平成 2年 4月 1日
18	山寺地区青少年健全育成連絡協議会	武田 誠	平成12年 4月 1日
19	東沢地区青少年健全育成連絡協議会	三沢 弘司	昭和55年 4月 1日
20	滝山学区青少年健全育成連絡協議会	沼澤 義夫	昭和55年 7月17日
21	桜田学区青少年育成連絡協議会	多田 裕昭	平成 6年 6月26日
22	南沼原地区青少年育成協議会	折原 浩悦	平成元年 5月20日
23	宮浦学区青少年健全育成連絡協議会	佐藤 敏	平成10年 2月21日
24	蔵王第一学区青少年健全育成連絡協議会	高橋 民夫	昭和57年 2月19日
25	蔵王第二学区青少年健全育成連絡協議会	伊藤 庄一	昭和57年 2月19日
26	蔵王第三学区青少年健全育成連絡協議会	岡崎 宏一	昭和57年 2月19日
27	南山形地区振興協議会教育・文化推進部会	高梨 祐作	昭和53年 4月15日
28	本沢地区青少年健全育成連絡協議会	横尾 哲男	昭和41年 6月 8日
29	西山形地区青少年健全育成連絡協議会	和田 次巨	平成 4年 1月25日
30	村木沢青少年健全育成連絡協議会	後藤 弘良	平成13年 7月17日
31	双葉地区青少年健全育成連絡協議会	黒沼 末八	昭和62年 4月 1日
32	大曾根地区青少年健全育成連絡協議会	星野 春樹	昭和62年 4月 1日

(敬称略)

## 第4章 青少年指導センター

### 1 青少年指導センターの概要

名 称	山形市青少年指導センター
所 在 地	山形市旅籠町二丁目3番25号
設置運営主体	山形市教育委員会
主管部局	山形市教育委員会青少年課
設置年月日	昭和39年4月22日(平成13年4月1日教育委員会設置)

青少年指導センターは、少年の非行防止について関係のある機関・団体・民間有志の参加を得て少年の非行防止活動をより効果的に実践するための合同活動の拠点である。

少年非行防止のための関係機関の活動には相互に関連するものが多く、例えば、警察官は犯罪の予防という責務からく犯・不良行為少年の街頭指導を行い、学校教職員も生徒指導の立場から同様に街頭に出て生徒の不良行為の発見と指導に注意を払っており、また、児童委員も児童福祉の立場から要保護少年の発見にあっている。

このように、少年を対象とする機関の活動は多岐にわたり、また、その方法は若干異なるにしても、少年の非行防止を図るという点においては同一である。

このような点に着目し、非行防止に関する総合的な実践活動を推進するための拠点として、青少年指導センターが設置されている。

#### (1) 青少年指導センターの業務活動

青少年指導センターの主な業務活動は、く犯・不良行為少年の早期発見・早期指導活動を効果的に行うことである。

##### く犯・不良行為少年の早期発見・早期指導

誰でも最初から犯罪少年ではないのであって、不良行為が繰り返されるうちに犯罪行為となって表面化する場合が多い。この不良行為の時期のうちに適切な指導を行うならば、罪を犯す少年が減ることは明らかである。このための活動をく犯・不良行為少年の早期発見・早期指導活動と呼び、青少年指導センターで行う最も大きな業務である。この実施方法には、街頭指導活動と少年相談活動がある。

##### ア 街頭指導活動

街頭指導活動は、く犯・不良行為少年の早期発見・早期指導のため重要な活動である。街頭指導を推進するにあたって望ましいことは、この活動を単に関係機関のみで実施するのではなく、地域社会の積極的な協力を得てすることである。すなわち、青少年指導センターの街頭指導活動に地域団体や民間有志の参加を含め、街頭指導の層を厚くするとともに、これらの協力者を通じて

家庭・学校・職場・その他の地域社会の関心を高めることができれば大きな成果が期待されるのである。街頭指導活動は、次のような方法で行われている。

指導委員が運営協議会の協議による業務計画に従い、組織的・計画的に盛り場等、不良行為が行われやすい場所を巡回し、早期に〈犯・不良行為少年を発見し、指導にあたる。

指導委員が自分の住んでいる地域内において、日常生活を通じ地域内の子どもの行動に絶えず注意を払い、〈犯・不良行為少年の早期発見・早期指導にあたる。

#### イ 少年相談活動

少年相談活動は、街頭指導と並んで、〈犯・不良行為少年の早期発見・早期指導活動として重要である。相談を行う法的機関としては児童相談所をはじめとして福祉事務所、教育センター、学習センターがあり、その他にも家庭裁判所、法務局、警察の少年サポートセンター・少年相談所等がある。当センターの少年相談は、月曜日から金曜日（祝日・年末年始除く）の午後1時から5時まで、相談を受け付けている。また、これまでは電話及び面接により相談を受け付けていたが、平成19年10月からeメールでの相談（24時間受付）も行っている。

#### 関係機関等との連携

このような「街頭指導」や「少年相談」によって発見された〈犯・不良行為少年の措置としては、児童福祉法第25条または少年法第6条の規定に基づき関係機関に通告を必要とするものはすみやかに通告し、その他の少年については、必要に応じ家庭や学校、職場の関係者に連絡することとなっている。家庭・学校・職場の関係者に連絡をとるに際しては、特に慎重を期すべきであって、必要に応じその少年の教師、少年の住所を所轄する児童委員、指導にあたった指導委員等による指導連絡会を開いてその少年に最も適した措置をとるように配慮すべきである。また、その少年が刑罰法令に触れる行為をしたものであれば、少年の年齢に応じてこれを児童相談所・福祉事務所・家庭裁判所・警察等の関係機関に通告または連絡することになる。

#### 資料の整備と活用

〈犯・不良行為少年の早期発見・早期指導活動を一層合理的に進めるために、必要に応じて、下記資料の整備・活用を図りながら実施する。

街頭指導日誌

少年指導票

継続指導簿

相談受理票

## 2 青少年指導センターの組織

### (1) 青少年指導センター運営協議会

運営協議会は、青少年指導センターの活動を円滑適正に推進するため設置するもので、委員には保護観察所・福祉相談センター・警察・小学校長・中学校長・高等学校長・児童委員・主任児童委員・保護司・PTA等の各代表者が選任されている。

運営協議会は例年2回開催し、街頭指導や少年相談、その他青少年の健全育成に関する青少年指導センター業務の具体的な実施計画を協議している。

委員数 17人

任期 2年(平成20.6.1~平成22.5.31~)

### (2) 指導委員

指導委員は、教育委員会から委嘱を受け、運営協議会で協議した実施計画に基づき、組織的計画的に区域内全般の盛り場、駅、公園、遊戯場など不良行為の行われやすい場所を巡回し指導活動に従事するとともに、少年相談活動・環境浄化活動に従事することになっている。指導委員には児童委員・主任児童委員・保護司・青少年育成推進員・小中高教職員・小中PTA役員等が委嘱を受けている。

委員数 850人(平成21年7月1日現在)

任期 3年(平成20年6月1日~平成23年5月31日)

委員の内訳

所属等	人員	所属等	人員
民生委員児童委員	411	中学校教職員	36
主任児童委員	59	小学校教職員	37
山形地区保護司	96	中学校PTA	36
青少年育成推進員	55	小学校PTA	37
経験者	43	山形M・B・S会	1
村山地区高等学校教員	39	計	850

街頭指導の実施時間帯 午前 10:00~12:00 午後 14:30~16:30

夕刻 16:00~18:00 夜間 18:00~20:00

指導委員の任務分けについて

平成16年7月からの試行期間を経て、平成17年3月から、指導委員を中央指導委員と地区指導委員とに任務分けを行っている。

中央指導委員(約300人)は、全ての指導委員のうち、主任児童委員・青少年育成推進員・学校教職員に加え、指導委員連絡会地区会長より推薦されたもので構成され、青少年指導センターが計画する市内繁華街等の街頭指導に従事していただいている。この街頭指導の年間従事回数は約4回であり、任務分け前の2倍相当であり、指導力の向上が図られている。

中央指導委員以外の指導委員は地区指導委員とし、地区主導の街頭指導に、中央指導委員とともに従事していただくことにしている。

### (3) 少年相談員

少年相談業務をより効果的に行うために少年相談員を置いており、少年相談員は教育委員会から委嘱を受けている。

少年相談員数 8名(平成21年6月1日現在)

任 期 3年(平成20年6月1日～平成23年5月31日)

### (4) 青少年指導センター指導委員連絡会

指導委員連絡会は、指導委員によって組織された会であり、青少年の非行防止の現状と防止対策についての情報を交換し、関係機関、団体と相互に連絡を密にし広報活動や会員の研修等を行い、指導活動の推進を図っている。

### (5) 地区指導委員会

指導委員は、小学校通学区域の35地区で各地区指導委員会を組織し、地区ごとに独自の活動を行っている。

### (6) 職 員

所 長 1人(青少年課長兼務)

副 所 長 1人(青少年課長補佐兼務)

職 員 2人(青少年課兼務)

嘱託職員 2人(専門指導員)

臨時職員 3人(指導員)

### 3 青少年指導センター運営協議会委員

(任期：平成20年6月1日～平成22年5月31日)

役職名	氏名	所属・職名
委員長	沼澤 義夫	山形市青少年指導センター指導委員連絡会会長
副委員長	枝松 由美子	山形市民生委員児童委員連合会主任児童委員研究部部長
委員	佐々木 武則	山形保護観察所統括保護観察官
委員	松本 武士	山形県福祉相談センター地域指導課長
委員	安部 公夫	山形警察署生活安全課長
委員	山口 四郎	山形市子ども会育成連合会会長
委員	渋谷 守雄	山形市民生委員児童委員連合会会長
委員	佐藤 達郎	山形地区保護司会会長
委員	庄子 勉	山形市青少年育成推進員連絡協議会会長
委員	武田 誠	山形市青少年市民会議会長
委員	遠藤 正明	山形市PTA連合会会長
委員	無着 道子	山形市PTA連合会母親委員会委員長
委員	横山 勤	山形市「社会を明るくする運動の会」事務局長
委員	今野 清	村山地区高等学校生徒指導協議会(山形市立商業高校長)
委員	永沼 洋美	山形市中学校長会副会長(高楯中校長)
委員	小林 正次	山形市小学校校長会生徒指導部長(山形九小校長)
委員	茂木 麻子	山形市立商業高等学校生徒指導担当

(敬称略)

#### 4 各地区指導委員会会長

平成21年7月現在

No	地区	氏名
1	第一	武田 信博
2	第二	大沼 淳二
3	第三	小松 均
4	第四	茂木 賢一
5	第五	丹野 聖一
6	第六	長谷川 博明
7	第七	中川 武雄
8	第八	鶴田 將
9	第九	鈴木 芳子
10	第十	門脇 徹
11	南小	八巻 忠美
12	東小	齋藤 正彦
13	鈴川	三瓶 賢也
14	千歳	金内 敏雄
15	金井	伊藤 三千昭
16	大郷	斉藤 良夫
17	明治	秋葉 俊一
18	出羽	阿部 敏広

No	地区	氏名
19	楯山	鈴木 輝男
20	高瀬	熊谷 富士雄
21	山寺	武田 誠
22	東沢	渋谷 守雄
23	滝山	沼澤 義夫
24	桜田	多田 裕昭
25	南沼原	佐藤 重徳
26	宮浦	佐藤 敏
27	蔵王一	長岡 新一
28	蔵王二	高橋 芳雄
29	蔵王三	堀 秀樹
30	南山形	齋藤 保男
31	本沢	横尾 哲男
32	西山形	阿部 重隆
33	村木沢	加藤 幸一
34	双葉	黒沼 末八
35	大曾根	佐藤 清一郎

(敬称略)

5 山形市青少年指導センター街頭指導実施状況（平成20年4月1日～平成21年3月31日）

(1) 街頭指導実施日数及び従事した指導委員延べ人数

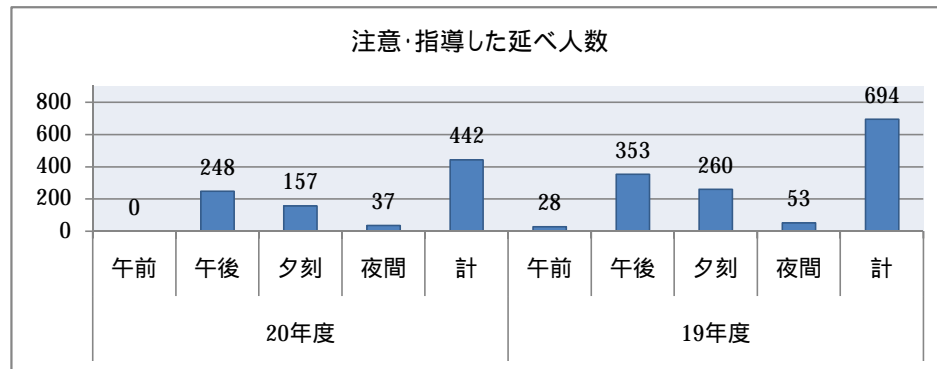
		街頭指導実施日数										従事した指導委員延べ人数				
		午前		午後		夕刻		夜間		合計		午前	午後	夕刻	夜間	合計
		班数	日数	班数	日数	班数	日数	班数	日数	班数	日数					
20年度	4月	6	6	51	19	42	27	11	8	110	20	26	195	140	17	378
	5月	2	2	12	12	20	18	4	4	38	20	5	33	59	10	107
	6月	2	2	14	14	16	16	3	3	35	18	7	40	46	12	105
	7月	2	2	26	21	14	14	19	16	61	23	7	97	42	77	223
	8月	1	1	54	20	65	14	43	16	163	25	3	227	251	169	650
	9月	2	2	13	13	19	17	4	4	38	20	6	37	58	14	115
	10月	2	2	17	17	18	18	5	5	42	22	6	45	54	15	120
	11月	2	2	10	10	18	17	3	3	33	18	7	27	54	15	103
	12月	10	7	47	20	30	20	9	9	96	24	61	222	111	37	431
	1月	1	1	9	9	23	18	3	3	36	19	3	23	60	10	96
	2月	1	1	11	11	19	16	3	3	34	18	3	32	53	8	96
	3月	1	1	19	13	11	11	7	7	38	17	2	68	32	30	132
		計	32	29	283	179	295	206	114	81	724	244	136	1,046	960	414
19年度		28	23	226	154	300	222	162	102	716	261	76	741	869	540	2,226
	増減	4	6	57	25	5	16	48	21	8	17	60	305	91	126	330

(2) 注意・指導した延べ人数（場所別）

		デパート	コンビニ	パチンコ店	公共施設	書店・喫茶店	駅構内	SPA施設	神社境内	公園	路上	ゲーム場	カラオケ他	合計
		20年度	4月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	9
	5月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
	6月	0	0	0	0	0	3	0	0	0	2	0	3	8
	7月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	9	5	16
	8月	0	0	6	0	0	0	0	0	3	17	29	2	57
	9月	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	13	0	17
	10月	0	0	0	0	0	0	0	0	5	67	19	0	91
	11月	0	0	0	0	0	0	0	0	3	8	3	0	14
	12月	0	0	0	2	0	0	0	0	0	13	67	15	97
	1月	0	0	0	0	0	1	0	0	0	5	25	0	31
	2月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2
	3月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	62	24	86
	計	0	0	6	2	0	4	0	0	5	60	289	76	442
19年度		0	0	1	16	0	8	0	0	12	75	525	57	694
	増減	0	0	5	14	0	4	0	0	7	15	236	19	252

(3) 注意・指導した延べ人数（時間帯及び学識別）

		未就学児	小学生	中学生	高校生	他学生	有職少年	無職少年	計
		20年度	午前	0	0	0	0	0	0
	午後	5	89	139	14	0	1	0	248
	夕刻	5	26	80	40	2	3	1	157
	夜間	0	0	0	31	6	0	0	37
	計	10	115	219	85	8	4	1	442
19年度	午前	0	0	17	11	0	0	0	28
	午後	0	107	238	8	0	0	0	353
	夕刻	0	40	160	47	1	3	9	260
	夜間	1	4	8	37	2	0	1	53
	計	1	151	423	103	3	3	10	694
	増減	9	36	204	18	5	1	9	252



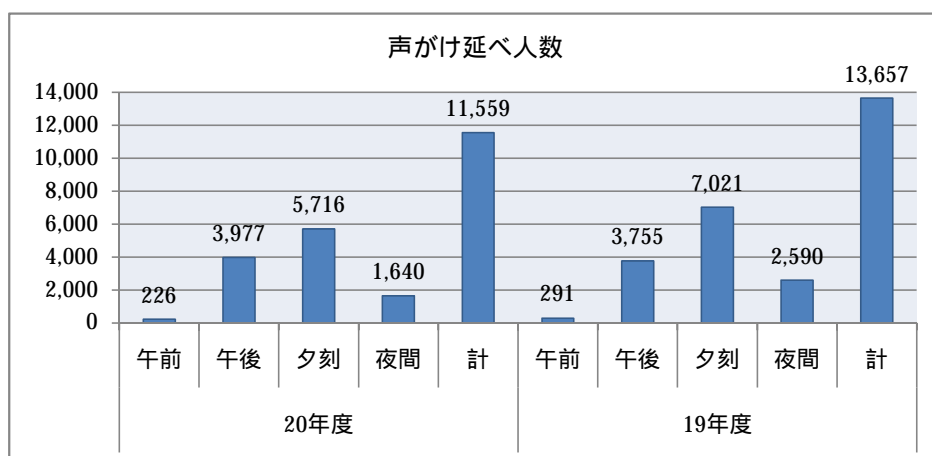


(4) 声がけ延べ人数

		未就学児	小学生	中学生	高校生	その他学生	有職少年	無職少年	合計	
平成 20 年度	4月	32	270	150	526	27	3	1	1,009	
	5月	12	158	110	733	26	9	2	1,050	
	6月	2	75	129	599	31	7	0	843	
	7月	10	172	85	735	4	4	2	1,012	
	8月	41	275	251	635	90	41	0	1,333	
	9月	4	56	39	474	29	6	2	610	
	10月	10	58	119	576	26	13	2	804	
	11月	2	65	116	538	31	5	0	757	
	12月	25	350	206	923	31	3	3	1,541	
	1月	3	47	40	518	11	10	0	629	
	2月	2	36	35	815	47	4	7	946	
	3月	2	76	109	816	13	7	2	1,025	
		計	145	1,638	1,389	7,888	366	112	21	11,559
	19年度		192	1,911	1,987	8,955	378	143	91	13,657
増減		47	273	598	1,067	12	31	70	2,098	

(5) 声がけ延べ人数(時間帯及び学識別)

		未就学児	小学生	中学生	高校生	他学生	有職少年	無職少年	計
20 年度	午前	3	80	51	75	13	4	0	226
	午後	89	825	610	2,252	143	54	4	3,977
	夕刻	30	628	532	4,312	162	42	10	5,716
	夜間	23	105	196	1,249	48	12	7	1,640
	計	145	1,638	1,389	7,888	366	112	21	11,559
19 年度	午前	22	104	48	102	14	1	0	291
	午後	99	929	830	1,732	121	31	13	3,755
	夕刻	41	767	804	5,156	139	75	39	7,021
	夜間	30	111	305	1,965	104	36	39	2,590
	計	192	1,911	1,987	8,955	378	143	91	13,657
増減		47	273	598	1,067	12	31	70	2,098



## (6) 注意・指導した少年の行為別・学識別人数

(H20年4月1日～平成21年3月31日：同時期比較)

		未就学児			小学生			中学生			高校生			その他学生			有職少年			無職少年			合計			
		H20	H19	増減	H20	H19	増減	H20	H19	増減	H20	H19	増減	H20	H19	増減	H20	H19	増減	H20	H19	増減	H20	H19	増減	
1 怠学	男										9	9											9	9		
	女										2	2											2	2		
	計										11	11											11	11		
2 不健全性行為	男										12	11	1										12	11	1	
	女										12	11	1										12	11	1	
	計										24	22	2										24	22	2	
3 喫煙	男										8	10	2	2		2	4	1	3			5	5	14	16	2
	女										4	4	0									1	1	4	5	1
	計										12	14	2	2		2	4	1	3			6	6	18	21	3
4 盛り場徘徊(パチンコ店)	男	1	1		1		1																2	1	1	
	女	2		2	1		1																3		3	
	計	3	1		2		2																5	1	2	
5 夜遊び	男	1		1																			1		1	
	女	1		1																			1		1	
	計	2		2																			0		2	
6 校則違反(ゲーム) 小・中学生の ゲームセンター出入り	男	1		1	64	66	2	94	178	84													159	244	85	
	女	1		1	39	84	45	90	200	110													130	284	154	
	計	2		2	103	150	47	184	378	194													289	528	239	
7 校則違反(その他) 小・中学生の パチンコ店出入りなど	男						19	15	4														19	15	4	
	女				2		2	11	14	3		6	6										13	20	7	
	計				2		2	30	29	1		6	6										32	35	3	
8 その他	男	1		1	7		7	3	9	6	34	29	5	3	1	2			1	1			48	40	8	
	女	2		2	1	2	1	2	5	3	15	23	8	3	2	1			1	1	1	3	4	24	36	6
	計	3		3	8	2	6	5	14	9	49	52	3	6	3	3			2	2	1	3	4	72	76	2
計	男	4	1	3	72	66	6	116	202	86	54	59	5	5	1	4	4	2	2			5	5	255	336	81
	女	6		6	43	86	43	103	219	116	31	46	15	3	2	1			1	1	1	4	3	187	358	171
	計	10	1	9	115	152	37	219	421	202	85	105	20	8	3	5	4	3	1	1	9	8	442	694	252	

## 6 少年相談状況

(1) 電話相談状況 (平成20年4月1日～平成21年3月31日)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	19年度	増減	メール	面接	計	
相談者	男	2	3		1	3	2	1	1		2		1	16	35	19	26		42	
	女	4		1	3	3	11	3	1			1	1	28	16	12	142	1	171	
	計	6	3	1	4	6	13	4	2	0	2	1	2	44	51	7	168	1	213	
	少年本人	3	3		2	4	9	2	1		2		1	27	36	9	162	1	190	
	保護者	2		1	1	2	4	1	1			1	1	14	10	4	2		16	
	祖父母				1										1	2	1	0		1
	親戚														0	0	0	0		0
	その他	1							1						2	3	1	4		6
計	6	3	1	4	6	13	4	2	0	2	1	2	44	51	7	168	1	213		
対象少年	男	1	3	1	1	4	4	2	2		2	1	1	22	40	18	26		48	
	女	5			3	2	9	2					1	22	11	11	142	1	165	
	対象外													0	0	0	0		0	
	計	6	3	1	4	6	13	4	2	0	2	1	2	44	51	7	168	1	213	
	未就学児							1						1	0	1	0		1	
	小学生	1		1	1	2						1		6	25	19	2		8	
	中学生		3			2	2	2	2			1		13	13	0	38		51	
	高校生	3			3	1	10	1						18	9	9	106	1	125	
	その他学生	1												1	1	0	6		7	
	有職少年					1								1	0	1	0		1	
	無職少年													0	1	1	0		0	
	その他	1											1	2	0	2	16		18	
	対象外							1					1	2	2	0	0		2	
計	6	3	1	4	6	13	4	2	0	2	1	2	44	51	7	168	1	213		
相談内容	学校生活						4		1					5	7	2	28		33	
	進路	1					2							3	2	1	6		9	
	部活	1						1						2	1	1	1		3	
	不登校													0	1	1	0		0	
	交友関係							1	1		1			3	2	1	11		14	
	異性関係					2	2							4	1	3	4		8	
	性に関すること				1	2						1		4	2	2	5		9	
	いじめ					2		1						3	5	2	20		23	
	家庭のこと	2		1	2		2					1	1	9	2	7	59		68	
	虐待													0	0	0	1		1	
	引きこもり													0	0	0	0		0	
	身体のこと				1		1							2	12	10	5		7	
	しつけ													0	0	0	0		0	
	その他	2	3				2	1					1	9	16	7	28	1	38	
	計	6	3	1	4	6	13	4	2	0	2	1	2	44	51	7	168	1	213	

<参考>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	メール	面接相談	合計
平成19年度	4	6	2	2	9	5	13	4	2	1	2	1	51	29	0	80
平成18年度	3	2	2	4	5	23	18	7	4	4	2	2	76	-	0	76
平成17年度	6	6	10	15	6	7	7	6	6	2	5	1	77	-	3	80
平成16年度	6	9	11	12	9	13	7	4	7	15	9	16	118	-	1	119
平成15年度	4	12	18	13	4	9	7	9	14	3	11	13	117	-	6	123
平成14年度	7	6	7	11	17	5	7	6	7	9	5	11	98	-	16	114

(2) メール相談状況 (平成20年4月1日～平成21年3月31日)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	19年度	増減
相談者	男	1		2	1	10	5	1			4	2		26	8	18
	女	9	7	5	13	6	23	4	13	7	19	13	23	142	21	121
	計	10	7	7	14	16	28	5	13	7	23	15	23	168	29	139
	少年本人	10	7	7	14	12	28	5	13	6	22	15	23	162	23	139
	保護者									1	1			2	3	1
	祖父母													0	0	0
	親戚													0	0	0
	その他					4								4	3	1
計	10	7	7	14	16	28	5	13	7	23	15	23	168	29	139	
対象少年	男	1		2	1	10	5	1			4	2		26	8	18
	女	9	7	5	13	6	23	4	13	7	19	13	23	142	21	121
	対象外													0	0	0
	計	10	7	7	14	16	28	5	13	7	23	15	23	168	29	139
	未就学児													0	0	0
	小学生			1									1	2	3	1
	中学生		3	1			9	1	12	3	7	2		38	4	34
	高校生	8	3	5	13	16	17	3	1	3	8	9	20	106	19	87
	その他学生	1	1		1		2	1						6	1	5
	有職少年													0	0	0
	無職少年													0	2	2
	その他	1								1	8	4	2	16	0	16
	対象外													0	0	0
	計	10	7	7	14	16	28	5	13	7	23	15	23	168	29	139
相談内容	学校生活	5	5	1	3		4		8	1	1			28	7	21
	進路						1	1			3	1		6	2	4
	部活										1			1	0	1
	不登校													0	0	0
	交友関係	1			1	2	6						1	11	1	10
	異性関係	1				1	2							4	0	4
	性に関すること					3		1				1		5	1	4
	いじめ			2	2		1			1	8	4	2	20	0	20
	家庭のこと	1	1	3	5	4	8	1	2	2	5	7	20	59	11	48
	虐待						1							1	0	1
	引きこもり													0	0	0
	身体のこと	1				2				1	1			5	2	3
	しつけ													0	0	0
	その他	1	1	1	3	4	5	2	3	2	4	2		28	5	23
	計	10	7	7	14	16	28	5	13	7	23	15	23	168	29	139

<参考>	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計		合計
平成19年度							8	5	3	4	7	2	29		29

## 7 少年補導の対象

項目 少年別		年 齢	対 象 となる 行 為 など
非 行 少 年	犯 罪 少 年	14 歳以上 20 歳未満	刑法、その他特別法の罪を犯した少年
	触 法 少 年	14 歳未満	刑罰法令に触れる行為をした少年
	ぐ 犯 少 年	20 歳未満	保護者の正当な監督に服さない性癖がある。 正当の理由がなく家庭によりつかない。 犯罪性のある人や不道德な人と交際したり、いかがわしい 場所に入出入りする。 自己または他人の徳性を害する性癖がある。  上記のいずれかに該当して、将来罪を犯す恐れがある少年
不 良 行 為 少 年		20 歳未満	飲酒、喫煙などの違法行為及び家出、怠学、怠業、夜遊び、 金品持ち出しなどの違法行為及び自己または他人の徳性を 害する行為をした少年
要 保 護 少 年		18 歳未満	保護者などから虐待、酷使、放任されている少年や保護者の いない少年

### 参考

#### 《用語の意味》

- 少 年 ... 20 歳未満の少年
- 刑 法 犯 少 年 ... 刑法の罪を犯した少年
- 特 別 法 犯 少 年 ... 刑法犯及び道路交通法違反を除く全ての法令に違反する行為をした少年
- 触 法 少 年 ... 法令に触れる行為を行った 14 歳未満の少年
- ぐ 犯 少 年 ... 保護者の正当な監督に服さない性癖があるなど一定の理由があつて、その  
性格又は環境に照らして、将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をす  
るおそれのある少年

付 属 資 料

青 少 年 相 談 窓 口							
	名 称	電話番号	相談内容	受付時間	実施機関		
1	少年相談	631-4425	学校・家庭・友達等の悩み事に関する相談	月～金 13:00～17:00	山形市青少年指導センター		
		メールでの受付 <a href="http://city.yamagata.yamagata.jp/">http://city.yamagata.yamagata.jp/</a> (山形市公式HPよりアクセス)		24時間受付			
2	教育相談室	645-6182	不登校、子育てに関する相談	電話・来所ともに 月～金 10:00～16:00 (いずれも祝日除く)	山形市総合学習センター		
3	子ども電話相談	641-3636	子育て、子どもの虐待など、子どもと家庭に関する相談	月～金 8:30～17:15	山形市子ども保育課		
		641-1212 (内線579)					
4	子育て支援センター	634-6253	子育てに関する悩み	月～土 (電話は月～金) 9:00～16:30	山形市子育て支援センター (つばさ保育園内)		
5		622-7623		つくも保育園子育て支援センター (つくも保育園内)			
6		647-4883		支援センター木の実 (木の実西部保育園内)			
7		689-1182		子育て支援センターすくすく (南山形すくすく保育園内)			
8		622-7438		キンダー子育て支援センター (キンダー保育園内)			
9		676-7822		まりあこまぐさ支援センター (マリアこまぐさ保育園内)			
10		643-7176		ほほえみ支援センター (ほほえみ保育園内)			
11		666-4666		子育て支援センターののはな (千歳ののはな保育園内)			
12		666-8899		とちの実子育て支援センター (とちの実保育園内)			
13		684-3018		出羽保育園子育て支援センター (出羽保育園内)			
14		686-4808		べにはな保育園子育て支援センター (べにはな保育園内)			
15		ヤングテレホン コーナー		642-1777	少年の悩みごとに関する相談	24時間	県警察本部少年課
16				634-4970			山形警察署生活安全課

付 属 資 料

青 少 年 相 談 窓 口					
	名 称	電話番号	相談内容	受付時間	実施機関
17	ふれあいほっとライン	630-2876	子育ての悩み・家庭教育に関する相談	月～金 9:00～16:00	県教育庁教育やまがた振興課
		メールでの受け付け kyoiku@pref.yamagata.jp		24時間	
18	教育相談ダイヤル	654-8181	いじめ・不登校・学習・進路等学校教育に関する相談	月～金 9:00～16:00	県教育センター
		654-8383		月～金 9:30～20:30 土・日・祝祭日 8:30～17:30	
19	いじめ相談ダイヤル	654-8383		24時間	
20	メール相談 non_ijime@center.yamagata.c.ed.jp			24時間	
21	子ども・女性電話相談	642-2340	子どもと家庭及び女性に関する相談	毎日 (年末年始除く) 8:30～22:00	県福祉相談センター
22	こころの健康相談 ダイヤル	631-7060	こころの健康相談	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00	県精神保健福祉センター
23	ひきこもり相談支援	631-7141	ひきこもり相談	火・金曜 9:00～12:00	自立支援センター巣立ち (県精神保健福祉センター)
24	子どもの人権110番	0120-007-110	いじめに関する相談	月～金 8:30～17:15	法務局人権擁護課
25	小白川 青少年心理センター	642-3444	非行など少年の問題に関する相談	月～金 8:30～17:00	山形少年鑑別所
26	山形いのちの電話	645-4343	心の悩み全般に関する相談	毎日 13:00～22:00	山形いのちの電話
27	いじめ無料相談 ホットライン	080 6041 4074	いじめに関する相談	24時間	いじめ防止プロジェクト山形
		メールでの受け付け ijime_zero@yahoo.co.jp			

## 付 属 資 料

### 地方青少年問題協議会法

昭和二十八年七月二十五日法律第八十三号

〔総理・法務・大蔵・文部・厚生・農林・労働大臣署名〕

平成十一年 七月一六日号外法律第一〇二号〔中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律一〇条による改正〕

青少年問題協議会設置法をここに公布する。

地方青少年問題協議会法

（設置）

第一条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

（所掌事務）

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。

二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

（組織）

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

2 会長は、当該地方公共団体の長をもつて充てる。

3 委員は、地方公共団体の議会の議員、関係行政機関の職員及び学識経験がある者（都道府県青少年問題協議会にあつては、家庭裁判所の職員を含む。）のうちから、当該地方公共団体の長が任命する。

（相互の連絡）

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

（経費）

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

（条例への委任）

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔昭和三二年六月一日法律第一五八号抄〕

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十二年八月一日から施行する。

附 則〔昭和三三年五月一〇日法律第一四四号〕

この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。

附 則〔昭和三七年四月一六日法律第七七号抄〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕



## 付 属 資 料

附 則〔昭和四一年三月三十一日法律第一六号抄〕

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則〔昭和四三年六月一五日法律第九九号抄〕

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和五八年一二月二日法律第八〇号抄〕

(施行期日)

- 1 この法律は、総務庁設置法(昭和五十八年法律第七十九号)の施行の日〔昭和五九年七月一日〕から施行する。

〔経過措置〕

- 6 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることができる。

附 則〔平成一一年七月一六日法律第一〇二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日〔平成一三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一~五〔略〕

六 青少年問題審議会

七~五十八〔略〕

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

## 付 属 資 料

### 山形市青少年問題協議会設置条例

昭和34年 3月25日

条例第 3 号

改正 昭和43年 6月15日条例第30号

平成13年 3月23日条例第10号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第 1 条の規定に基づく機関の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（昭和43条例30・一部改正，平13条例10・全改）

(設置)

第 2 条 この市に、山形市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（昭和43条例30・一部改正，平13条例10・全改）

(所掌事務及び意見の具申)

第 3 条 協議会は、この市における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 青少年の指導，育成，保護及びきょう正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議すること。

(2) 青少年の指導，育成，保護及びきょう正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 協議会は、前項に規定する事項に関し、市長及びこの市の区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第 4 条 協議会は、会長及び委員30人以内で組織する。

2 会長は、市長をもつて充てる。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が命じ、又は委嘱する。

(1) 市議会議員

(2) 関係行政機関の職員

(3) 学識経験がある者

(学識経験委員の任期)

第 5 条 前条第 3 項第 3 号の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 6 条 会長は、会務を総理する。

2 協議会に副会長 2 人を置く。

3 副会長のうち 1 人はこの市の教育長とし、他の 1 人は委員の互選によつて定める。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（平13条例10・一部改正）

## 付 属 資 料

( 会 議 の 議 長 )

第 7 条 会 長 は , 会 議 の 議 長 と な り , 議 事 を 整 理 す る 。

( 専 門 委 員 )

第 8 条 協 議 会 に , 専 門 の 事 項 を 調 査 さ せ る た め 必 要 が あ る と き は , 専 門 委 員 を 置 く こ と が で き る 。

2 専 門 委 員 は , 関 係 行 政 機 関 の 職 員 及 び 学 識 経 験 が あ る 者 の う ち か ら , 市 長 が 命 じ , 又 は 委 嘱 す る 。

( 委 任 )

第 9 条 こ の 条 例 の 施 行 に 関 し 必 要 な 事 項 は , 別 に 定 め る 。

( 平 13 条 例 10 ・ 一 部 改 正 )

附 則

こ の 条 例 は , 昭 和 34 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

附 則 ( 昭 和 43 年 6 月 15 日 条 例 第 30 号 )

こ の 条 例 は , 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

附 則 ( 平 成 13 年 3 月 23 日 条 例 第 10 号 )

こ の 条 例 は , 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。 た だ し , 第 6 条 第 3 項 の 改 正 規 定 は , 平 成 13 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

## 付 属 資 料

### 山形市青少年育成推進員要綱

( 目 的 )

第 1 条 この要綱は、この市の青少年健全育成運動を地域ぐるみで推進するため、青少年育成推進員の設置等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

( 設 置 )

第 2 条 この市に、山形市青少年育成推進員（以下「推進員」という。）を置く。

( 任 務 )

第 3 条 推進員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 地域における青少年及び青少年団体の育成指導に関する事。
- (2) 地域における青少年の動向及び実態調査に関する事。
- (3) 青少年の非行防止及び青少年に有害な環境の浄化に関する事。
- (4) 学校、青少年育成関係機関、団体との連絡提携及び実施事業への指導、協力に関する事。
- (5) 青少年育成施策に関する理解と協力の促進に関する事。
- (6) その他目的達成に必要な事項に関する事。

( 委 嘱 )

第 4 条 推進員は、次の各号の一に該当する者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 地域での信望が厚く、青少年の良き相談相手となり得る等、リーダーとしてふさわしい者。
- (2) ボランティア活動に熱意をもち、青少年育成活動や関係諸機関、団体との連絡提携に積極的に参加できる者。
- (3) 青少年団体活動、青年海外派遣事業参加等の経験を有する者で、青少年育成活動に理解と関心をもつとともに協力できる者。

( 任 期 )

第 5 条 推進員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により委嘱された推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

( 推 進 員 の 数 等 )

第 6 条 推進員の数は、60 人以内とし、次の活動領域を設定し配置する。

- (1) 主として、地域内において実践活動を行う者。
- (2) 主として、全市的領域において実践活動を行う者。

( 連 携 及 び 指 導 )

第 7 条 教育委員会は、推進員の実践活動を効果的に進めるため、推進員相互の連携をはかるとともに、必要に応じ指導を行うものとする。

( 活 動 報 告 )

第 8 条 教育委員会は、推進員の年間の実践活動を把握するため、各推進員に報告書の提出を求めることができる。報告書の様式は、別に定める。

( 活 動 経 費 )

第 9 条 教育委員会は、予算の範囲内において、推進員の活動に必要な経費を支給する。

( 被 服 の 貸 与 )

第 10 条 教育委員会は、推進員に別に定める被服を貸与することができる。ただし、被服貸与期間は任期期間とし、その他の取扱いについては、山形市職員に対する被服貸与規程の例による。

附 則

この要綱は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

## 付 属 資 料

### 山形市青少年指導センター設置及び運営に関する規則

平成13年3月28日

教育委員会規則第13号

#### (目的)

第1条 この規則は、青少年への指導を行う関係機関、団体等が相互に協調し、青少年の非行防止等に関する業務を効果的に推進するための合同活動の拠点となるセンターの設置及び運営について必要な事項を定め、青少年の健全育成を図ることを目的とする。

#### (設置等)

第2条 前条の規定による活動拠点として、山形市青少年指導センター（以下「指導センター」という。）を山形市教育委員会に設置し、その位置は、山形市旅籠町二丁目3番25号とする。

#### (分掌事務)

第3条 指導センターの分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 街頭指導に関すること。
- (2) 少年相談に関すること。
- (3) その他青少年の健全育成に必要な業務に関すること。

#### (職員)

第4条 指導センターに、次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) その他必要な職員

#### (職務)

第5条 所長は、上司の命を受けて、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

#### (運営協議会)

第6条 指導センターの公正かつ適切な運営を図り、合同活動の実施に必要な業務に関する事項を協議するため、指導センターに山形市青少年指導センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

#### (組織)

第7条 協議会は、協議会委員（以下「委員」という。）22人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから選任する。

## 付 属 資 料

(1) 関係行政機関の職員

(2) 関係団体の代表者

(3) 学識経験者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第8条 協議会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

(指導委員)

第10条 青少年への指導活動を行うため、教育委員会に山形市青少年指導センター指導委員(以下「指導委員」という。)を置く。

2 指導委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 民生委員児童委員

(2) 主任児童委員

(3) 保護司

(4) 青少年育成推進員

(5) 関係行政機関の職員

(6) 関係団体の役職員

(7) その他指導の経験を有する者

3 指導委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠の指導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(指導委員の任務)

第11条 指導委員の任務は、次のとおりとする。

(1) 青少年の非行防止のための早期発見及び指導に関すること。

(2) 青少年の継続指導に関すること。

## 付 属 資 料

(3) 少年相談に関すること。

(少年相談員)

第12条 少年相談業務をより効果的に行うため、少年相談員若干名を置く。

2 少年相談員は、教育委員会が委嘱する。

(地区指導委員会)

第13条 指導委員は、この市の小学校通学区域(以下「地区」という。)ごとの指導活動を組織的に推進するため、地区ごとに指導委員会を組織することができる。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に選任されている委員、委嘱されている指導委員及び少年相談員並びに組織されている協議会は、この規則の規定により選任、委嘱又は組織されたものとみなす。